

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成4年7月31日付け4貿局第283号）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

前文中「別記1の8又は9」を「別記1の8」に、「別記2の2又は3」を「別記2の2」に、「平成10年4月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

別記1の6の文中「輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件」（平成12年通商産業省告示第922号）」を「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」（平成13年経済産業省告示第758号）」に改める。

別記1の8を次のように改める。

- 8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

別記1の9を削る。

別記2の2のイの文中「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成12年通商産業省告示第748号。以下「告示」という。））」を「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。））」に改める。

別記2の2のイの文中「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成8年通商産業省令第16号。以下「省令」という。））」を「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。））」に、口の文中「第4号」を「第3号」に改める。

別記2の3を削る。

別記3の2の文中「又は別記1の9に該当する取引若しくは輸出であって、別記2の3に掲げる要件に該当する場合」を削る。

別記4の5の文中「（第1号及び第4号を除く。））」を「（告示又は省令の規定のうち、当該技術又は当該貨物が核兵器等の開発等のために利用される又は用いられる場合に該当するときを除く。））」に改める。

別記4の5のイの文中「第4号」を「第3号」に改める。